

- 判定区分Ⅳの施設の橋梁は、いずれも通行規制の措置を実施

## 判定区分Ⅳのリスト

### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
常陸大宮市	103-2号橋	市道1-3号線 (茨城県)	不明	主桁端部の断面欠損
筑西市	無名橋3	下2B-114線 (茨城県)	不明	橋脚の剥落・ひび割れ

※茨城県内での施設は、橋梁以外判定区分Ⅳ無し

### ※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態